

役員等報酬および旅費規程

- 1、この規定は社会福祉法人青い草の会（以下「法人」という。）の理事及び監事、評議員、評議員選任解任委員（以下「役員」という。）の報酬及び旅費に関する事項を定める。
- 2、役員等が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席（リモート出席も含む）したときは、10000円を出席報酬として支払うことができる。
- 3、監事が法人及び施設運営の監査の業務にあたったときは、15000円を報酬として支払うことができる。
- 4、役員等が法人及び施設の業務のために出張する場合は報酬及び旅費を支払うことができる。ただし、旅費は公共交通機関の利用料相当額とする。

| | |
|-------|--------|
| 報酬 1日 | 15000円 |
| 費用弁償日 | 実費 |

- 5、役員が職員を兼務する場合は2および4の規定は適用しない。
- 6、この規定の改正については、理事会の議決を要する。

附則

この規定は平成29年4月1日から適用する。

この規定は令和6年4月26日から適用する。